

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務 仕様書

1 事業の名称

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務

2 業務の目的

本業務は、平成29年度に、一般社団法人高知県東部観光協議会（以下、「協議会」という。）が策定した「ひがしこうちDMO形成に向けた観光戦略」に基づき、食の観光化を促進するために、本DMOと9市町村及び商工会・関係事業者等が連携して、新たな観光資源の開発・PRを推進していくことで、高知県東部地域（以下、「ひがしこうち」という。）の知名度の向上と来訪者・観光消費額の増加を図ることを目的とする。

3 業務の内容

「2業務の目的」を実現するために、下記の（1）～（3）の業務を行うものとする。

なお、具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。

（1）新ご当地グルメ開発

ひがしこうちの新たな観光資源となるような、新ご当地グルメを開発すること

※過去の食の開発実績、また、その効果も記載すること

※新ご当地グルメの具体的な内容（メニュー、商品名、使用する素材等）まで提案する必要はないが、イメージできるような企画案があれば記載すること

（2）新ご当地グルメ開発までの手段やプロセス

上記（1）新ご当地グルメを開発するために、関係者を集めたワークショップなどを通じて支援を行うこと

※開発手段やプロセスの内容を提案すること

（3）開発した新ご当地グルメのPR

上記（1）で開発した新ご当地グルメをPRし、ひがしこうちの知名度の向上と来訪者・観光消費額の増加を図ること。

※具体的なPR方法、成果物の内容を提案すること

4 業務の期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 成果物

次に掲げる成果物を、令和4年3月31日までに、協議会に納品すること

「3業務の内容」の(1)から(3)に関わる業務報告書と(3)のPRに関わる成果物を電子データ等で納品すること

6 委託料に関する事項

委託事業に係る経費には、事業の実施に必要となる人件費、機械・器具のレンタル料、消耗品代等を含むが、機械・器具等の財産の購入については、委託料からの支出は不可とし、リース或いはレンタルで対応すること

7 その他留意事項

(1) 受託者は、事業実施にあたり、委託者及び関係機関と緊密な連携を図ること

(2) 委託者は、業務委託期間中いつでも業務の進捗状況の報告を求めることができる

(3) 受託者は、業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、委託者の承認を得ないで他に漏らし、又は業務以外の目的に利用することを禁じる

(4) 受託者は業務の全部を一括、または、本業務における総合企画、業務進捗管理、手法の決定等を第三者に委託、若しくは請け負わせることはできない

(5) 委託内容について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、その指示に従うこととする